

年 月 日

再下請負通知書（変更届）

直近上位の
注文者名 _____

【報告下請負業者】

現場代理人名 _____ 殿
(所長名) _____

住所 _____
TEL _____
FAX _____

元請名称 _____

会社名 _____
代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容			
工 期	自 _____年 月 日	注文者との 契約日	_____年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 月 日

監 督 員 名	
権限及び 意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者 名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者 名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

※登録基幹技能者名
・種類 _____

一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

- (記入要領)
- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
 - 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(公共工事以外は請負代金額の記載は不要)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、(注文書・請書等) ②請負契約約款
 - 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号-乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
 - 各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会 社 名		代表者名	
住 所 電話番号	〒 _____	(TEL _____)	
工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 _____年 月 日	契 約 日	_____年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 _____号 _____年 月 日

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者 名	専 任 非専任
資 格 内 容	
※登録基幹技能者名 ・種類	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者 名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

健康保険等 の加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※〔主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領〕

- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

- ①経験年数による場合
- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 1) 大学卒〔指定学科〕 | 3年以上の実務経験
(短大・高専卒業者を含む。) |
| 2) 高校卒〔指定学科〕 | 5年以上の実務経験 |
| 3) その他 | 10年以上の実務経験 |

- ②資格等による場合
- 建設業法「技術検定」
 - 建築士法「建築士試験」
 - 技術士法「技術士試験」
 - 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 消防法「消防設備士試験」
 - 職業能力開発促進法「技能検定」

外国人建設就労者等建設現場入場届出書

殿

令和 年 月 日

外国人建設就労者等の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者等に関する事項

※4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者等 1	外国人建設就労者等 2	外国人建設就労者等 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
現場入場の期間			
在留資格 ※いずれかをチェック	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input type="checkbox"/> 特定技能
在留期間満了日			
CCUS 登録情報が最新 であることの確認 ※登録義務のある者のみ	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日:)	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日:)	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日:)

3 受入企業・建設特定技能受入計画及び適正監理計画に関する事項

就労場所			
従事させる業務の内容			
従事させる期間(計画期間)			
責任者(連絡窓口)	役職	氏名	連絡先

※就労場所・従事させる業務の内容・従事させる期間については、建設特定技能受入計画及び適正監理計画の記載内容を正確に転記すること。

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 建設特定技能受入計画認定証又は適正監理計画認定証(複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙(建設特定技能受入計画に関する事項)も含む。)
- パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 在留カード
- 受入企業と外国人建設就労者等との間の雇用条件書
- 建設キャリアアップシステムカード(登録義務のある者のみ)

令和 2 年 8 月 9 日

再下請負通知書(変更届)

直近上位の注文者名 ① 八重洲建設株式会社

現場代理人名(所長名) ② 夏川 二郎 殿

元請名称 ③ 八重洲建設株式会社

【報告下請負業者】
 〒 101-XXXX ④
 住所 東京都港区芝浦北5-X-X
 TEL 03 - 555 - XXXX
 FAX 03 - 555 - XXXX
 会社名 大山建設株式会社
 代表者名 大山 一郎 ㊟

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	⑤ 千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事		
工期	自 令和 2 年 7 月 10 日	注文者との契約日	令和 2 年 7 月 7 日
	至 令和 4 年 1 月 20 日		

建設業の許可	⑦	施工に必要な許可業種	大工	工業業	大臣知事	特定一般	29 第	5000 号	平成 29 年 5 月 6 日
				工業業	大臣知事	特定一般	第	号	年 月 日

監督員名	⑧ 中島 明
権限及び意見申出方法	⑨ ・下請負契約書第〇条記載のとおり ・文書による
現場代理人名	⑩ 中島 明
権限及び意見申出方法	⑪ ・請負契約書第〇条記載のとおり ・文書による
※主任技術者名	⑫ 専任 大沢 常男
資格内容	⑬ その他 10年以上の実務経験

安全衛生責任者名	⑬ 中島 明
安全衛生推進者名	⑭ 谷口 六郎
雇用管理責任者名	⑮ 総務部長 鈴木 四郎
※専門技術者名	⑯
資格内容	⑰
担当工事内容	⑱

※登録基幹技能者名・種類 ⑲

一号特定技能外国人の従事状況(有無) ⑳ 有 無 外国人建設就労者の従事状況(有無) ㉑ 有 無 外国人技能実習生の従事状況(有無) ㉒ 有 無

健康保険等の加入状況	⑳	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
事業所整理記号等		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		大山建設株式会社	〇△健康保険組合 XX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	XXXX-XXXXXX-XXX

- (記入要領)
- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
 - 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(公共工事以外は請負代金額の記載は不要)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、(注文書・請書等) ②請負契約約款
 - 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号-乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
 - 各外国人材が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	① (株) 山田 工務店	代表者名	② 山田 二郎
住所電話番号	〒 101-XXXX ③ 東京都千代田区神田3-X		
工事名称及び工事内容	④ 千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠工事		
工期	自 令和 2 年 7 月 20 日	契約日	⑤ 令和 2 年 7 月 15 日
	至 令和 2 年 12 月 25 日		

建設業の許可	⑥	施工に必要な許可業種	大工	工業業	大臣知事	特定一般	29 第	2351 号	平成 29 年 10 月 15 日
				工業業	大臣知事	特定一般	第	号	年 月 日

現場代理人名	⑦ 間島 健児
権限及び意見申出方法	⑧ ・下請負契約書第〇条記載のとおり ・文書による
※主任技術者名	⑨ 専任 間島 健児
資格内容	⑩ 建設業法「技術検定」又は10年以上の実務経験等
※登録基幹技能者名・種類	⑪

安全衛生責任者名	⑫ 間島 健児
安全衛生推進者名	⑬ 加藤 和夫
雇用管理責任者名	⑭ 総務部長 青木 正男
※専門技術者名	⑮
資格内容	⑯
担当工事内容	⑰

一号特定技能外国人の従事状況(有無) ㉓ 有 無 外国人建設就労者の従事状況(有無) ㉔ 有 無 外国人技能実習生の従事状況(有無) ㉕ 有 無

健康保険等の加入状況	㉖	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
事業所整理記号等		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		(株) 山田工務店	〇△健康保険組合 XX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	XXXX-XXXXXX-XXX

約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- ※ [主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]
- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 - ①経験年数による場合

1) 大学卒 [指定学科]	3年以上の実務経験(短大・高専卒業生を含む。)
2) 高校卒 [指定学科]	5年以上の実務経験
3) その他	10年以上の実務経験
 - ②資格等による場合

1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」

外国人建設就労者等建設現場入場届出書

丸の内ビル作業所長 殿

令和 2 年 7 月 18 日

本届出書の対象者は、建設分野の技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格：特定活動)」及び「1号特定技能外国人(在留資格：特定技能)」の方だけが対象です。
例えば、定住者や技能実習生の方については、本届出書を提出する必要はありません。

大山建設(株)

代表取締役 大山一郎

(株)山工務店

取締役社長 山田二郎

外国人建設就労者等の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	千代田商事 丸の内ビル 新築工事
施工場所	東京都千代田区丸の内10-X-X

2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者等に関する事項

※4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者等 1	外国人建設就労者等 2	外国人建設就労者等 3
氏名	周 伯山	グエン・カオ・トゥアン	チェ・チ・ホン
生年月日	H 4. 4. 28	S57. 12. 7	H 6. 10. 5
性別	男	男	男
国籍	中国	ベトナム ベトナム	ベトナム
従事させる業務	基礎型枠工事(型枠工事作業)	基礎型枠工事(型枠工事作業)	基礎型枠工事(型枠工事作業)
現場入場の期間	R 2. 7. 20 ~ R 2. 10. 20	R 2. 7. 20 ~ R 2. 10. 20	R 2. 7. 20 ~ R 2. 10. 20
在留資格 ※いずれかをチェック	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input checked="" type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input checked="" type="checkbox"/> 特定技能	<input type="checkbox"/> 特定活動(外国人建設就労者) <input checked="" type="checkbox"/> 特定技能
在留期間満了日	R 3. 3. 31	R 3. 3. 31	R 3. 3. 31
CCUS 登録情報が最新 であることの確認 ※登録義務のある者のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済 (確認日: R 2. 7. 10)	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済 (確認日: R 2. 7. 10)	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済 (確認日: R 2. 7. 10)

3 受入企業・建設特定技能受入計画及び適正監理計画に関する事項

就労場所	関東地方
従事させる業務の内容	型枠工事作業
従事させる期間(計画期間)	R 2. 4. 1 ~ R 7. 3. 31
責任者(連絡窓口)	役職 取締役社長 氏名 山田二郎 連絡先 03-XXXX-XXXX

※就労場所・従事させる業務の内容・従事させる期間については、建設特定技能受入計画及び適正監理計画の記載内容を正確に転記すること。

○添付書類







提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 建設特定技能受入計画認定証又は適正監理計画認定証(複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙(建設特定技能受入計画に関する事項)も含む。)
- パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 在留カード
- 受入企業と外国人建設就労者等との間の雇用条件書
- 建設キャリアアップシステムカード(登録義務のある者のみ)

再下請負通知書（全建統一様式第1号一甲）

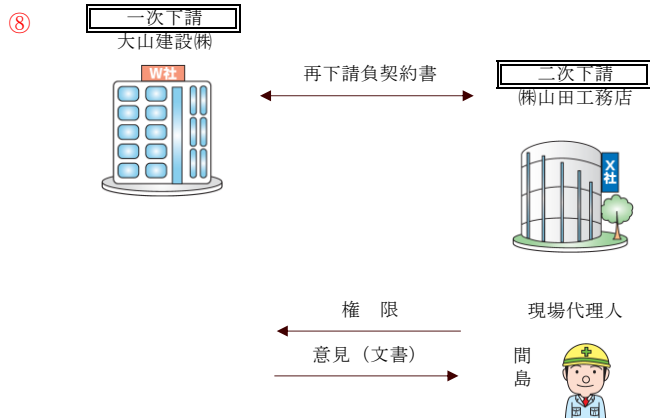
※この様式は、報告下請負業者がそれぞれの立場で作成し、直近上位業者に報告をすることにより最終的には全ての報告書が元請負業者に報告されるもの。

【再下請負関係全建統一様式第1号一甲（左）】

<p>直近上位の注文者 (自社が一次であれば元請負業者を、自社が二次であれば一次請負業者を)</p>	<p>① 直近上位の会社名を記載する。 ② 直近上位の契約者の現場代理人名を記載する。</p>
<p>元請名称</p>	<p>③ 施工体制台帳作成建設工事の通知により「元請負業者名」を記載する。</p>
<p>報告下請負業者 (自社は報告下請負業者となり、再下請負通知書を作成する。)</p>	<p>④ 自社の住所、会社名及び代表者名を記載する。</p>
<p>《自社に関する事項》 (上位の注文者と下請契約を締結した下請負人が自らの会社に関して必要事項を記載する。)</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p>⑨</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>一次下請 大山建設㈱</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>再下請負契約書</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>二次下請 ㈱山田工務店</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">権 限</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>監督員 中島</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>意見 (文書)</p> </div> </div> </div> </div>	<p>⑤ 元請負工事名称に『に係る』を付して自社が施工する工事内容（工種・数量）を記載する。 ⑥ 下請負契約に係る工事内容に必要な工事工期を記載する。契約日は下請契約締結日を記載する。 ⑦ 自社が取得している許可業種のうち⑤の工事に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満しか施工できない。 なお、警備業に関しては、国土交通省発注工事については、一次下請となる警備会社の記載が求められているものもある。その場合は「建設業の許可」を「警備業の許可」、「施工に必要な許可業種」を「施工に必要な認定書」、「許可番号」を「認定書番号」、「許可（変更）年月日」を「有効期間」と書き換え、それぞれの項目を記載する。 ⑧ 監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調査、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。これは建設工事は、性質上工事完成後に施工上の瑕疵を発見することは困難であり、また仮に瑕疵を発見することができても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることによる。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。 ⑨ 下請負業者が再下請負業者と締結した再下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為についての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。 例) 一次下請大山建設の監督員（中島）の行為について、二次下請山田工務店の注文者大山建設に対する意見 ⑩ 下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。なお、警備業に関しては、「現場代理人名」を「現場責任者名」と書き換え、その氏名を記載する。 ⑪ 下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。 例) 一次下請大山建設の代理人（中島）の行為について、直近上位の注文者八重洲建設の請負人大山建設に対する意見 ⑫ 主任技術者は建設業法第26条の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で元請会社との契約額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合には「専任」する必要がある。また、警備業に関しては、現場責任者に関する交通誘導警備等級の資格を記載する。 ⑬ 労働安全衛生法第16条に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任し、その氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全衛生責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。 ⑭ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を（ ）書きで記載する。 ⑮ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。 ⑯ ⑤の工事に付帯する別の専門工事（例 大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組立を行う場合）を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。専門技術者の資格内容は、⑫の資格内容と同じ。 ⑰ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑯の例でいえば、足場組立工事となる。 ⑱ 登録基幹技能者の氏名及び種類（例 電気工事）を記載する。 ⑲ 一号特定技能外国人の従事状況（有無）欄は、技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者（一号特定技能外国人）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。 ⑳ 外国人建設就労者の従事状況（有無）欄は、技能実習に引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者（在留資格：特定活動）」が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。「有」を○で囲んだ場合は、様式第1号一甲一別紙を元請に届け出る。 ㉑ 外国人技能実習生の従事状況（有無）欄は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。 ㉒ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。 なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。</p>
<p>⑪</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>元請 八重洲建設㈱</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>下請負契約書</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>一次下請 大山建設㈱</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">権 限</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>現場代理人 中島</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>意見 (文書)</p> </div> </div> </div>	

《再下請負関係》

(自社【報告下請負業者】が再下請契約を締結した下請会社に関して必要事項を記載する。)



- ① 再下請会社の会社名を記載する。
- ② 再下請会社の会社の代表者名を記載する。
- ③ 再下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。
- ④ 再下請会社と締結した工事名称・工事内容を記載する。
- ⑤ 再下請会社との契約工期を記載する。契約日は、再下請契約締結日を記載する。
- ⑥ 再下請会社が取得している許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。許可業種は、保有する業種のうち④の工事に必要となる業種のみ記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか施工できない。
- ⑦ 再下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ⑧ 現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が請負業者に対する意見の申出の方法を記述している再下請負契約書の内容を転記する。三次下請以降についても同様に直近上位業者との間に交わされた契約書の内容を転記する。
例) 再下請(山田工務店)の現場代理人(間島)の行為について、注文者(大山建設)の請負人(山田工務店)に対する意見
- ⑨ 建設業法第26条の規定により、再下請負会社の当該施工に必要な資格を有する主任技術者の氏名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で【報告下請負業者】との契約額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を超える場合は「専任」する必要がある。
- ⑩ 労働安全衛生法第16条に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任しその氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全衛生責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
- ⑪ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を()書きで記載する。
- ⑫ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する再下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
- ⑬ ④の工事に付帯する別の専門工事(例 大工工事のみの許可を受けている再下請会社が、付帯する足場組立を行う場合)を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。
- ⑭ 専門技術者の資格内容は、⑨の資格内容と同じ。
- ⑮ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑬の例でいえば、足場組立工事となる。
- ⑯ 登録基幹技能者の氏名及び種類(例 電気工事)を記載する。
- ⑰ 一号特定技能外国人の従事状況(有無)欄は、技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後、再入国し、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者(一号特定技能外国人)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ⑱ 外国人建設就労者の従事状況(有無)欄は、技能実習に引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後、再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。「有」を○で囲んだ場合は、様式第1号-甲-別紙を元請に届け出る。
- ⑲ 外国人技能実習生の従事状況(有無)欄は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ⑳ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。

外国人建設就労者の従事の状況（有無）欄および外国人技能実習生の従事の状況（有無）欄については、
H26.12.25付 国土交通省「関係通達等 施工体制台帳の作成等について」
を参照（下記のアドレスからご利用ください）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html

また、
H26.12.25付 「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」
も参照（下記のアドレスからご利用ください）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000084.html

健康保険等の加入状況欄については、
H24.7.4付 国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
を参照（下記のアドレスからご利用ください）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html